

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	衛生上有害な物品の売買の禁止		
根拠法令・条項	堺市立青果地方卸売市場条例施行規則第22条第3項		
所 管 課	農 政 部 農 水 産 課		
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 規定の定めによる。 堺市立青果地方卸売市場条例施行規則第22条第3項 (衛生上有害な物品売買の禁止) 第22条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。 2 何人も、衛生上有害な物品を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。 3 市長は、前項に該当する物品があると認めるときは、その物品の売買を差し止め、又はその撤去を命ずることができる。		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明	
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第1号の規定に該当するため、手続を省略する。	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項		